

（表）

身 分 証 明 書	
写 真	官 職
	氏 名
上記の者は、岐阜県使用済金属類営業に関する条例第22条第2項の規定による立入検査に従事する警察職員であることを証明する。	
年 月 日	
岐阜県公安委員会 印	

8.5

5.5

（裏）

岐阜県使用済金属類営業に関する条例（抜粋）

第22条 略

2 警察職員は、この条例を施行するため必要があると認めるときは、営業時間中において、使用済金属類取引業者の営業所、保管場所又は解体場所に立ち入り、使用済金属類及び第16条の記録その他の物件を検査し、関係者に質問することができる。

3 前項の場合においては、警察職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第30条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(1)及び(2) 略

(3) 第22条第2項の規定による立入り又は検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

備考 図示の長さの単位は、センチメートルとする。